

郡山市D X関連 6 法活用推進本部設置要綱

(目的)

第1条 本市の、誰一人取り残さないデジタル市役所の実現に向け、全部局協奏によるD Xの推進のため、郡山市D X関連 6 法活用推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次に挙げる事務を所掌する。

- (1) 本市のD Xの推進に係る基本計画の策定及びその推進
- (2) その他本市のD Xの推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

2 本部長には、郡山市副市長の事務分担等に係る規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する政策開発部に属する事務を担当する副市長を、副本部長には他の副市長をもって充てる。

3 委員には、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

(委員会等)

第6条 推進本部に、別表2に掲げる職にある者をもって構成する委員会を置き、委員長には、政策開発部D X戦略課長をもって充てる。

2 委員会は、推進本部に付議すべき事案等について、あらかじめ調査・検討を行う。

3 委員会は、専門的事項の調査・研究のため、必要に応じ関係職員で構成するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、政策開発部D X戦略課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ観光部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長、会計管理者、議会事務局長、教育総務部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、上下水道局長
--

別表 2（第 6 条関係）

総務部未来創造課長、総務部行政マネジメント課長、政策開発部政策開発課長、財務部財政課長、税務部市民税課長、市民部市民・NPO 活動推進課長、文化スポーツ観光部文化振興課長、環境部環境政策課長、保健福祉部保健福祉総務課長、こども部こども総務企画課長、農商工部農業政策課長、建設構想部道路計画課長、都市構想部都市政策課長、会計課長、議会事務局総務議事課長、教育総務部総務課長、学校教育部学校管理課長、選挙管理委員会事務局次長、監査委員事務局次長、農業委員会事務局次長、上下水道局総務課長
